

議案第2号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、次のように定める。

平成21年10月21日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県立八重山特別支援学校の項中

小学部
中学部
高等部

を

幼稚部
小学部
中学部
高等部

に、

「

6年
3年
3年

を

1年、2年、3年
6年
3年
3年

に改める。」

附 則

この規則は、平成21年 月 日から施行する。

規則概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

県立特別支援学校編成計画（平成20年11月）において、離島における障害のある幼児児童生徒の教育ニーズに適切に対応する教育の展開と、早期教育の充実のため、幼稚部、寄宿舎を設置する学校として県立八重山特別支援学校が明記されている。

県立八重山特別支援学校は、離島に設置した特別支援学校であることから、知的障害、肢体不自由及び視覚障害等の多様な障害種と重複障害の児童生徒が、小・中学部、高等部に在籍している。しかし、幼稚部がないため、障害のある幼児が地域の保育園、幼稚園で対応できない場合在宅を余儀なくされている。このような障害のある幼児の早期からの適切な教育のため幼稚部の設置が必要である。

特別支援教育においては、障害種を超えた学校づくりが提唱されており、八重山唯一の特別支援学校である県立八重山特別支援学校は、今後も地域における特別支援教育におけるセンター的役割を担う学校として、障害のある幼児のための教育拠点としての充実を図る必要があり、校舎改築を契機に幼稚部を設置する。そのための規則改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立特別支援学校管理規則第3条の別表の沖縄県立八重山特別支援学校の部及び修業年限の改正を行う。
- (2) この規則は、平成21年 月 日から施行する。（附則）

4 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第2条関係）

沖繩県特別支援学校管理規則（平成21年沖繩県教育委員会規則第3号）
改正案

沖繩県特別支援学校管理規則（平成21年沖繩県教育委員会規則第3号）
現行

別表（第3条関係）

名称	位置	部	科	学科	修業年限
沖繩県立八重山特別支援学校	石垣市字宮良	幼稚部			1年、2年、3年
		小学部			6年
		中学部			3年
		高等部		普通科	3年

別表（第3条関係）

名称	位置	部	科	学科	修業年限
沖繩県立八重山特別支援学校	石垣市字宮良	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部		普通科	3年